

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が義務付けられています

令和5年1月1日～令和5年12月31日までに納めた国民年金保険料は、その全額が社会保険料控除として令和5年の所得から控除されるため、課税所得が少なくなり、所得税と市・府民税が軽減されます。

令和5年11月上旬に日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されていますので、確定申告で社会保険料控除として申告する際は必ず提出してください。なお、令和5年10月3日

以降に初めて保険料を納めた方には、令和6年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

**問合先** ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570（003）004（月～金曜日の午前8時30分～午後7時、第2土曜日の午前9時30分～午後4時）

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れに対する、電話・文書での納付の案内や、免除等の申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

**委託・問合先** 株式会社バックスグループ ☎ 0800（808）7000

産前産後期間の国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者の方が出産する際、届出により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給

## 増えてます！特殊詐欺被害

大阪府における特殊詐欺被害の現状  
（令和5年11月時点 大阪府警 HP より）

認知件数 **2,469** 件

被害総額 約 **33** 億円

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として、市では下記の取り組みを実施しています。申請方法は経済課までお問い合わせください。

申込・問合先 経済課 ☎ (275)6149

### ■特殊詐欺対策機器購入費の助成

特殊詐欺対策機器を購入された方へ、購入費用に対する補助金を交付します。

**対象** 市内在住の65歳以上の方または障がい者が居住する世帯（1世帯につき1回のみ申請可能）

**助成額** 購入金額分（上限10,000円）

※補助金額は100円未満切り捨て。

**対象機器** （公財）全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品（スマートフォン、携帯電話を除く）で購入から4か月以内の機器

※機器購入・お申込みの前に、経済課までご相談ください。

### ■悪質電話防止装置の無料貸出（先着順）

電話をかけてきた相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後、自動で録音を開始する自動通話録音装置を貸し出します。

**対象** 市内在住の65歳以上の方が居住する世帯



▲防犯機能付き電話機  
（特殊詐欺対策機器の一例）



▲自動通話録音装置

額に反映されます。

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の保険料が免除

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産のこと（死産、流産、早産された方を含む）

**対象** 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

**届出時期** 出産予定日の6か月前から届出可能

**持ち物**

▼出産前に届け出る場合…母子健康手帳など

▼出産後に届け出る場合…不要

▼出産後に被保険者と子が別世帯として届け出る場合…出生証明書

（出産日および親子関係を明らかにする書類）など

※届書は、市役所に設置しています。

**届出・問合先** 市民課 ☎（275） 6241

「産前産後期間の国民年金保険料の免除」  
はこちらから▼



## 税

**市・府民税の申告は**

**2月16日～3月15日に**

令和5年中に所得がある方で、次のいずれかに該当する方以外は、市民税・府民税の申告が必要です。

①税務署に確定申告をされた方

②前年中の収入が給与のみで、支払者から給与支払報告書が提出されている方

※前年中の所得がなくても国民健康保険などに加入している方、就学援助費などを受給されている方は

申告書を提出してください。

**申告期間** 2月16日～3月15日の午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

**申告場所** 市役所別館（1階）

**必要書類等** 印鑑（本人及び同一世帯内親族による申告は署名で可。第

三者（世帯外）による申告は委任状（委任者本人が署名もしくは押印したもの）及び受任者の本人確認書類

が必要）、本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード、運転

免許証や健康保険証など）、年金や給与などの源泉徴収票、国民年金保険料・健康保険料・介護保険料の控除証明書や領収書、生命保険料・地震保険料・長期損害保険料控除証明書、医療費の明細書（医療を受けた方の氏名・病院または薬局名・支払った医療費の額・保険などで補填された額の記載があるもの）、雑損控除関係書類（災害に関連して支出したやむを得ない修繕費用等の領収書・保険金等で補てんされた金額がわかる書類）

※医療費の領収書は自宅等で5年間の保管が必要。（提示や提出を求められる場合があります）

※郵送による受付には、本人確認書類のコピーおよびマイナンバー通知カード等のコピーの添付が必要。

▼**公的年金を受給されている方へ**  
収入が公的年金のみの方で控除内容に変更がある場合は、申告期限内に申告をする必要があります。

なお、申告期限後に申告をされて税額が変更となった場合は、年金からの特別徴収（引き落とし）が中止となる場合があります。

■令和6年度から変更される主な市府民税の内容

▼**森林環境税（国税）の創設**

国内に住所のある方に対して年額1000円が課税されます。徴収については、個人住民税均等割徴収と併せて行われます。

▼**個人住民税均等割**

年額1000円を加算していた分が終了となります。

▼**上場株式等の配当所得に係る課税方式の統一**

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税と異なる選択が可能でしたが、所得税の課税方式と一致させることになりました。

▼**国外居住親族に係る扶養控除等**

一定の要件を満たす方（留学や障がいのある方等）以外の国外居住親族について、30歳以上70歳未満の方が扶養控除の対象から除外されました。

その他変更点、詳細については市ホームページをご覧ください。

**問合先** 税務課 ☎（275） 6097

「令和6年度から変更される主な市府民税の内容」  
はこちらから▼



## 泉大津税務署からのお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税期限は3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月1日までとなっています。簡単・便利なスマートフォンでの申告がおすすめです。

問合先 泉大津税務署

☎ 0725(33)5601

「スマートフォンでの申告」  
はこちらから▼



## 今が納期限の税金

〈固定資産税〉  
〈都市計画税〉  
第4期分

2月29日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

## 国民健康保険

### 資格喪失の手続きをお忘れなく

国民健康保険に加入している方で、新たに社会保険等に加入した方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

手続きの際は、社会保険等の保険証・国民健康保険証・マイナンバーカードを持参してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

## 後期高齢者医療

### 高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額について、その合計額が基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。3月上旬に、対象者へお知らせと

## 利用していないのに支払い続けていた！サブスクの契約に注意

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter

**事例1** 高校生の息子が中学生のときに、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒にだったので気づかなかった。

**事例2** キャリア決済の明細に不審な引き落としがあったため、中学生の息子に尋ねるとゲームをしている際に一定期間無料のサブスクの契約をしてそのまま放置していることが分かった。解約しようとサイトにログインしたが、解約手続きに進むボタンが見当たらない。



サブスクリプション（サブスク）は、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。無料トライアル（お試し）であっても、期間内に事業者の定める方法で解約しないと、多くの場合自動的に定額サービスに移行し支払いが続きます。申し込む前に最終確認画面等で、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。サブスクの請求にすぐ気づけるように、キャリア決済やクレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。解約時に必要となるIDやパスワード等の登録情報は保存しておきましょう。スマートフォンアプリの場合には、アプリをアンインストールするだけでは解約はできないので注意が必要です。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階  
時 間 9:00~16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください  
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の封筒で府後期高齢者医療広域連合に返送してください。  
なお、今回の対象は令和4年8月1日から令和5年7月31日までに支払った自己負担額となっています。

**問合先** 府後期高齢者医療広域連合  
☎06(4790)2031

## 各種

申請されていない方へ

### 子育て世帯生活支援特別給付金

**給付額** 児童1人あたり5万円

**申請期限** 2月29日まで

#### ■ひとり親世帯以外分

**対象** 平成17年4月2日（障がい児の場合は平成15年4月2日）～令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育している保護者、児童手当本則給付を受けている公務員の方で、所得要件のいずれかに該当する方

**所得要件** ①令和5年度分の住民税均等割が非課税の方②物価高騰の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる方

※ひとり親世帯分を受給した場合、本給付金は対象外となります

#### ■ひとり親世帯分

**対象** ひとり親世帯で、所得要件のいずれかに該当する方

**所得要件** ①公的年金を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当が全額停止されている方②物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方

**問合先** こども家庭課

☎(275) 6349



### 生活排水対策推進月間

府では、2月を「生活排水対策推進月間」とし、家庭からの生活排水を極力汚さずに流す工夫を呼びかけています。

#### ■心がけてほしいこと

- ・食器や鍋の汚れは、紙で拭き取ったりへうでかき取ったりしてから洗いましょう。
- ・味噌汁、スープ、飲み物などは必

要な分だけつくり、残り物を排水口に流さないようにしましょう。

- ・油は使い切る工夫をし、捨てる場合は流しに流さずに新聞紙に吸い込ませる、固形化するなどしましょう。

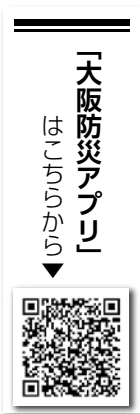
・石けん、洗剤、シャンプーなどは適量を使いましょう。

**問合先** 環境政策課 ☎(275) 6266

### もしものために、今始めよう「大阪防災アプリ」

大阪府域や高石市の気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、熱中症や線状降水帯、自治体からの避難情報等、多様な防災情報を確認できるアプリです。スマートフォンのGPS機能を利用して、大阪府内の現在地の防災情報等をプッシュ通知で受け取れます。もしものために、大阪防災アプリをご活用ください。

**問合先** 大阪府危機管理室災害対策課 ☎06(6944)6183



### 人権擁護委員の紹介

人権侵害や差別問題等の悩みを相談できる人権擁護委員を紹介します。

▼人権擁護委員（順不同）石田孝文さん・山路駒子さん・西川祐子さん・宮本純子さん・磯部浩明さん・中谷喜久代さん・福村壽之さん

#### ▼人権相談

**日時** 第1・3金曜日の午後1時～4時

**場所** 市役所本館（2階）

**問合先** 人権推進課

☎(275) 6279

#### お買い物支援事業

#### コープのお買い物使

スーパーが遠い等、お買い物に支障の多い地域へ移動販売車が巡回し、生活必需品の販売を行います。

**日時** 毎週金曜日（詳しい時間はお問い合わせください）

**場所** 瑞松苑、菊寿苑（順次追加予定）

**問合先** 市社会福祉協議会

☎(265) 1313

企業版ふるさと納税

「ご寄附ありがとうございます」が届きました

株式会社T&Dホールディングス様から、企業版ふるさと納税による100万円のご寄附をいただきました。寄附対象事業の健康リビング・ラボ事業にて有効に活用させていただきます。

問合先 総合政策課 ☎(275)6138

パブリックコメントを募集します

募集内容 第7期高石市障がい福祉計画・第3期高石市障がい児福祉計画(案)

閲覧場所 市役所及び市内各公共施設(市ホームページでも閲覧可)

応募・問合先 2月14日までに(必着)住所・氏名・電話番号を記入し、持参、郵送(郵便番号は〒592-8585(住所記載不要)FAX:(265)3100またはEメール:syougaitukushi@city.takashi.lg.jp)高石市障がい福祉課 ☎(275)6294へ提出。

みんないっしょに生きる社会を

## まっぼっくり

### クイズ 部落差別、ホントかな?

部落問題に関する特別措置法が2002年3月に終了して以降、学校等様々な場で部落問題を取り上げる機会が減ってきました。部落差別(同和問題)の認知度は50〜59歳と比べて18〜29歳が16.5ポイントも低いといった結果が出ています。(令和2年6月「部落差別の実態に係る調査結果報告書」法務省)

「最近、部落差別(同和問題)を学習したのはいつですか?」と聞かれたら、あなたはこう答えますか?

次の問題は、部落差別に関するクイズです。ウソかホントかを考えてみましょう。

【問題1】被差別部落は江戸時代に民衆支配のために他より低い身分が政治的につくられたことに始まります。

【答え1】ウソ…被差別部落の始まりには、次の考え方が出されており、確定していません。①中世の河原者などが被差別身分となり江戸時代につながりました。②近世の江戸時代に被差別身分として再編成されました。

③近世までは封建制のもとの身分制であり、被差別部落は近代の明治に入ってから、いわゆる「解放令」以後を始まりとします。現代の部落差別は、被差別部落の仕事や生活などが原因で差別が始まったのではなく、差別する側の意図や都合で起こったものです。

【問題2】人権啓発が進んだことにより、結婚差別を体験する人は減ってきています。

【答え2】ウソ…被差別部落出身者と、そうでない人が結婚するケースは増えるなか、結婚差別は依然として残っています。大阪府の2000年の「同和問題の解決に向けた実態等調査」では、結婚のときに差別を体験した人が40〜59歳では19.7%であるのに対して、若い世代である15〜39歳では24.7%と高くなっているのです。

このように、結婚のときにはじめてあからさまな部落差別を体験する被差別部落出身者も多くいます。日常的な場面では差別がなくなったように見えても、

「被差別部落の人と友だちづきあいはするけど、結婚はできない」というように、関係が近くなると根強く残っている差別意識があらわれる、ということが残念ながらあります。

「やってみよう!人権・部落問題プログラム」(一財)大阪府人権協会より抜粋

クイズの結果はいかがでしたでしょうか。【問題2】にもあるように、結婚差別は部落差別の最後の超え難い壁となり、部落問題が社会的に認知され、取組が始まる契機となりました。

特別法失効後15年を経て2016年に成立した部落差別解消推進法では、いまでも部落差別は存在すると明記されました。しかし、差別の現実に対抗する人たちのたゆまない取組があるからこそ、差別事象への対応や法律や差別をなくす仕組みづくりが進んでいます。差別の現実を知り、自分と重ね合わせて考えることが必要ではないでしょうか。

人権推進課

☎(275)6279